平成２２年（フ）第１０４７号
千葉県浦安市富士見４丁目16番28―306号　パセオ舞浜イースト
債務者　鈴木千代子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４８号
千葉市中央区浜野町423番地１　介護老人保健施設葵の園はまの、住民票上の住所千葉市中央区浜野町448番地の46
債務者　佐藤　靖夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５２号
千葉県市川市宝１丁目17番12号305室　アーバンライフ宝
債務者　伊藤　俊夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５３号
千葉県市川市宝１丁目17番12号305室　アーバンライフ宝
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６４号
千葉県船橋市宮本７丁目８番３号　メゾンプラハ103号
債務者　佐々木由里子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７２号
千葉県市川市中山３丁目10番22号　チエリーハイム101
債務者　平野　英子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７７号
千葉市若葉区高根町964―49　介護老人保健施設いすみ苑リハビリケアセンター、住民票上の住所千葉市若葉区加曽利町684番地１山の手ハイツＡ―203号
債務者　飯高　一男
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８９号
千葉市若葉区小間子町４番地６　はつらつの里
債務者　眞弓ヤスノ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２５号
千葉県市川市堀之内５丁目21番７―204号　ロータリーパレス市川北
債務者　高萩　英治
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８３号
金沢市三口町火130　アプリコット202号、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字大学２丁目209番地１
債務者　宮嵜　能行
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
金沢市菊川１丁目12番８号　朝日プラザ菊川205号
債務者　芳田　省造
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１２号
金沢市寺町２丁目12番29号、従前の住所金沢市畝田東２丁目193番地２
債務者　青木　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３３号
石川県かほく市七窪ヘ14―７、住民票上の住所石川県かほく市上山田ソ122番地
債務者　宇ノ気石材工業こと　新家　元義
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
石川県小松市国府台１丁目116番地
債務者　瓦　　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１９０号
岐阜市諏訪山１丁目19番20号
債務者　加島　富子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
岐阜県各務原市鵜沼古市場町４丁目199番地１　第２小林保ビル２Ｂ
債務者　志水由美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
岐阜県羽島郡笠松町長池387番地　雇用促進住宅笠松宿舎２号棟309号室
債務者　星野　広美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　岐阜地方裁判所